

「米国 – ベトナム産エビに対するアンチダンピング(AD)措置」事件  
小委員会報告書(WT/DS404/R)

小林友彦  
(小樽商科大学)

I. 事実の概要

A. 関係国・関係者

申立国: ベトナム

被申立国: 米国

第三国参加: 中国, EU, インド, 日本, 韓国, メキシコ, タイ

パネリスト: Mohammad Saeed, Deborah Milstein,<sup>1</sup> Iain Sandford

B. 手続の経過

2010年2月1日	ベトナムが, 協議要請
4月7日	ベトナムが, パネル設置要請
5月18日	紛争解決機関(DSB)が, パネルの設置を決定
7月26日	WTO 事務局長が, パネル構成を決定
9月13日	米国が, 先決的抗弁を提出
2011年7月11日	パネルが, 報告書を加盟国配布
9月2日	DSB が, 上記報告書を採択
9月27日	米国が, 本件 DSB 勧告の履行意思を表明
10月31日	当事国が, 履行期限を2012年7月2日とする旨 DSB に通報
2012年2月14日	米国が, 改正AD規則を告示(同年4月16日から適用) <sup>2</sup>
6月28日	米国が, 行政府部内でとりうる対応について検討を開始 <sup>3</sup>



【後に「米国—ベトナム産冷凍温水エビに対する AD 措置」事件(DS429)として再燃】

2012年2月16日	ベトナムが, 協議要請(III.B.2 参照)
2013年1月17日	ベトナムが, パネル設置要請
2013年2月27日	DSB が, パネルの設置を決定
2013年7月12日	当事国が, パネル構成を決定 <sup>4</sup>

<sup>1</sup> 類似の「米国—タイ製バッグへの AD 措置」事件(DS383)でもパネリストを務めた。

<sup>2</sup> ただし, これは一義的には, 2012年3月17日に履行期限を迎える「米—ブラジル産オレンジジュースへの AD 措置」事件(DS382)パネル報告書の履行のために必要な対応であった。Saggi & Wu (2013), 405 参照。

<sup>3</sup> WTO 違反認定に行政府部内で対応するための, ウルグアイラウンド協定法 129(b)条(19 U.S. Code § 3538(b))に基づくもの。ただし, 2014年2月14日時点でも検討中のままである。United States – Anti Dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam: Status Report by the United States, Addendum, WT/DS404/11/Add.20, 14 February 2014, p. 1.

## C. 主たる争点

1. ゼロイング
  - 第 2 次および第 3 次行政見直しにおけるゼロイングの適用が AD 協定 9.3 条, 2.1 条, 2.4.2 条又は 2.4 条に違反するか
  - 調査当局によるゼロイングの計算方法が, 「それ自体」で 9.3 条に違反するか
2. サンプリング
  - 第 2 次および第 3 次行政見直し並びにその後の手続において, 個別の検討の対象となる企業の数に限定することによって企業の権利を制限することが, 6.10 条, 6.10.2 条, 9.3 条, 11.1 条又は 11.3 条に違反するか
3. 国全体税率
  - 第 2 次および第 3 次行政見直しにおいて不利な利用可能な事実(AFA)を用いてベトナム全体税率を算定し, その後も利用していることが, 6.8 条, 9.4 条, 17.6 条(i)又は附属書 2 に違反するか
4. 「その他全て」税率
  - 第 2 次および第 3 次行政見直しにおける「その他全て」税率の算定にあたって, ゼロイングが適用されて算定された税率を利用したことが 9.4 条, 9.3 条, 2.4.2 条又は 2.4 条に違反するか
  - 上記見直しにおいて, 個別税率を考慮することなく非サンプル企業に不利になるような形で「その他全て」税率を算定したことは, 9.4 条, 17.6 条(i)又は附属書 2 に違反するか

## II. パネル判断の要旨

- A. ゼロイング
  1. 手続的判断
    - a. 米国
      - ◇ パネル設置要請では個々の見直し判断等が列記されているのみであるため, ベトナムが第 1 書面で主張したゼロイングの継続的慣行(continued use)は, 付託事項ではない
    - b. ベトナム
      - ◇ 対象措置が継続的性質を持っていることはパネル設置要請に示したし, 「米—継続的ゼロイング」事件(DS350)と同種の構造であるため, 問題ない
    - c. パネル
      - 過去の上級委の判断には同意するが, DS350 で EC が「継続的適用」等の

---

<sup>4</sup> パネリストは Simon Farbenbloom (Chair), Adrian Makuc, Abd El Rahman Ezz El Din Fawzy である。第三国参加したのは, 中国, エクアドル, EU, 日本, ノルウェー及びタイである。WT/DS429/3, 16 July 2013, p. 1.

<sup>5</sup> WT/DS429/4, 6 February 2014, p. 1.

表現を用いていたのとは異なり、本件ベトナムの表現は十分に特定したものとは言えないので、パネルの付託事項外となる(7.68)

## 2. 実体的判断

### (1) 適用における違反

#### a. ベトナム

- ◇ 従来の行政慣行に従い、第2次および第3次行政見直しにおいてシンプルゼロイングが行われた
- ◇ ゼロイングは、2.4条が求める公正な比較を行っていない

#### b. 米国

- ◇ ゼロイングしたことは争わない(ただし、算定の結果としてゼロマージンとなり課税していないのだから違反ではない)
- ◇ そもそも、価格比較を行った後の段階で価格差をどう扱うかは2.4条の規律対象外であるので、ゼロイングは禁じられていない

#### c. パネル

- 過去の上級委が行った判断と同様に、仮に結果として課税なしとなったとしても、本件措置は実際の価格を考慮しない点で**2.4条に違反する(7.93)**
- 他の規定については訴訟経済を行使して判断しない(7.101)

### (2) それ自体の違反

#### a. ベトナム

- ◇ 過去の先例が示した通り、ゼロイングという計算方法は確立した規範又は慣行であるため、「それ自体」で協定違反たりうる
- ◇ パネルは過去の事案や判断について司法的に確知できるし、本件でも専門家証言等によって、ゼロイングという計算方法を示すことができた(7.105-7.106)
- ◇ 一部のダンピングマージンを無視するゼロイングは9.3条に違反する

#### b. 米国

- ◇ 事案によって措置は異なりうるのであるから、過去の事案を引き合いに出すだけでは措置を特定できない
- ◇ 過去の事案と比べても、本件でベトナムが提出した専門家証言等の証拠は十分だとは言えない
- ◇ 「米—ゼロイング(EC)」事件(DS294)におけるパネルの判断のように、ダンピングは取引ごとに生じるという解釈こそ正当であり、9.3条違反はない(7.128)

#### c. パネル

- ゼロイングが精度の高い方法で継続的に適用されてきたことや、標準プログラムが用いられていることを、ベトナムは示した
- 米国商務省の決定文においても、一貫してゼロイングを行うことが推認できるので、一般的でかつ将来も適用される規範又は慣行だと示された

(7.120)

- 安定性と予測可能性を確保する観点からも、過去の上級委にならってゼロイングはそれ自体で **9.3 条に違反する**(7.139-7.140)

B. サンプリング

1. 検討対象企業数の限定によって、他の企業の実体的権利が損なわれたか
  - a. ベトナム
    - ✧ 米国商務省が AD 調査におけるサンプリングの対象をごく限定することによって、調査対象企業が個別税率を受ける機会を奪ったのは、**9.3 条に違反する**
    - ✧ より多くサンプルに含める努力を怠ったのは、**6.10 条に違反する**
  - b. 米国
    - ✧ **6.10 条は**、調査対象企業のサンプル数について当局に裁量を認めている
    - ✧ **9.3 条も 11.1 条も**、調査対象企業に対して個別税率を課すことを義務付けるものではない
  - c. パネル
    - ベトナムは、全数調査が「実行可能」でないとの個別の判断を争っているのではなく、米国商務省がサンプル数を限定する慣行を維持していることを問題としている
    - **6.10 条も 9.3 条も 11.1 条も**、サンプリングについて制約を課していないので、**違反主張を退ける**(7.167)
2. 非サンプル企業からの自発的な情報提供を妨げたか
  - a. ベトナム
    - ✧ 情報提供を拒絶したことによって、**6.10.2 条第 1 文に違反した**
    - ✧ 自発的な対応をとることを妨げることによって、**同条第 2 文に違反した**
  - b. 米国
    - ✧ そもそも個別税率を求める申請がなかった
    - ✧ 「妨げる」というような能動的な措置は取っていない
  - c. パネル
    - 調査対象企業から同条第 1 文に基づく申請がなされなかったことは、ベトナムも認めた(7.183)
    - 継続的にサンプル数を限定したこと自体が「妨げる」行為だとは言えないし、実際に妨げられたとみられる例もないので、**違反主張を退ける**(7.192)

C. 「その他全て」税率

1. ゼロイングを用いたマージンに基づく税率決定は **9.4 条に違反するか**
  - a. ベトナム
    - ✧ 当初調査で行われたモデルゼロイングは **2.4.2 条に違反する**
    - ✧ それに基づいて「その他全て」税率を決めるのは、**9.4 条に違反するはずである**

b. 米国

- ◇ サンプル企業のダンピングマージンが全てゼロまたは僅少であり、その他の値が全て利用可能な事実に基づくものであった場合、どのように「その他全て」税率を計算すればよいか 9.4 条は明示しておらず、欠陥がある
- ◇ このような欠陥が存在するような状況では、「その他全て」税率の決め方について上限はない
- ◇ 本件パネルへの付託事項外である当初調査時の判断にそのまま依拠して判断を下したのであって、本件パネルによって評価されるいわれがない

c. パネル

- 9.4 条の欠陥とは計算方法の欠陥であって、条約上の義務に欠陥が生じるわけではないため、モデルゼロイングが許容されないことに変わりはない(7.215)
- 過去の 2.4.2 条違反の行為に基づいて算定された値を利用して税率を算定したのは、行政見直し時点での新たな判断であり、それは本件の付託事項の範囲内である(7.221)
- ゼロイングを行った値を利用して税率算定したのは、**9.4 条違反**である(7.227)

2. 欠陥を理由として過去データを用いて算定したのは、2.4 条他に違反するか

- 訴訟経済を行使し、判断を差し控える
- 17.6 条(i)については、パネル設置要請で明示されていなかったため、本件の付託事項外

D. ベトナム全体税率<sup>6</sup>

1. ベトナム全体企業に「その他全て税率」を適用しないのは 9.4 条違反か

a. ベトナム

- ◇ 非サンプル企業であるベトナム全体企業に対して「その他税率」を適用せず、利用可能な事実に基づくさらに不利な税率を適用するのは 9.4 条違反

b. 米国

- ◇ 上述したような欠陥が存在することによって、9.4 条から上限を設定する機能が失われるため、「その他全て」税率より高い税率を適用しても許される

c. パネル

- ベトナムの加盟議定書作業部会報告書は、2 条についてはさておき、それ以外の条文については、AD 協定の解釈適用に影響を及ぼさない(7.251)
- 9.4 条は「その他全て」税率の適用に条件を付すことを認めていないので

---

<sup>6</sup> ベトナム政府の統制から独立して価格設定できると示すことができなかつた企業は、ベトナム全体企業(Vietnam-wide entity)の一部とみなされ、不利な利用可能事実に基づいて算定された税率が適用された。

あって(7.245), それにもかかわらず他の条件(政府からの独立性等)を課するのは **9.4 条に違反する**(7.255)

- 9.4 条に欠缺があるからといって, 「その他全て」税率を享受できるはずの輸出者にそれとは異なる税率を適用することは, 正当化されない(7.253)

2. ベトナム全体企業の取扱いは 6.8 条に違反するか

a. ベトナム

- ◇ 6.8 条及び附属書 2 の要件(調査に必要な情報の提出の懈怠等)を満たさずに当局が利用可能な事実を利用したのは, 同条に違反する
- ◇ 6.8 条に基づいて 9.4 条の義務を逃れることはできない

b. 米国

- ◇ サンプルを選択する時点で調査対象企業が非協力的な場合, 9.4 条の規定にかかわらず, 非サンプル企業に不利な税率を適用することは許されるはず

c. パネル

- いずれにせよ, 本件事案においては, 仮にベトナム全体企業が完全に協力したとしても「その他全て」税率を適用しないという運用がなされた(7.265)
- 本件の付託事項内である行政見直しにおいては, いずれも 6.8 条の条件を満たさないにもかかわらず当局が利用可能な事実を用いて税率を算定したという点で, **6.8 条に違反**(7.274 及び 7.280)

### III. 評釈

#### A. パネル判断の評価

##### 1. ゼロイングについて

法制の適用の仕方(as applied)に関する違反について, 結果的に課税がなくともゼロイングは許されないと本件パネルが判示した(7.93)。これは, 先例に照らしても踏み込んだ表現である(Broude & Moore 2013: 311)。とはいえ, 過去の上級委においても, マージンを増加させる効果があることのみが問題とされたわけではなく, 「内在的なバイアス」があることが問題とされてきた(7.91)。このことから, 本件判断は, 先例を概ね踏襲する内容だといえる。

ただし, Broude & Moore は, 本件パネル判断によれば as applied と as such と continued use との間の主張の理論的・構造的な区別が曖昧になる恐れがあると指摘しており(Broude & Moore 2013: 311-12), 上記 3 つのどの形式で主張するかによって証明の負担がどのように異なることになるのかについて精査することが求められている。

なお, 相前後して追行された他の事案とは, 以下のように比較することができる。まず, 先行する「米—タイ製ポリエステルバッグへの AD 措置」事件(DS383)や「米—ゼロイング(韓国)」事件(DS402)において争点となった当初調査におけるモデルゼロイングは, 本件の付託事項外であった。また, ゼロイングの 2.4.2 条との適合性についても, 本件では訴訟経済により判断されなかった。その他, 被申立国が争わない争点についての証明責任の程度や紛争処理先例の位置づけといった点も, 本件では争点と

ならなかった。これに対し、後発の「米—中国産エビ及びのこぎり刃への AD 措置」事件(DS422)でも、2.4.2 条との適合性が主たる争点であった。

他方で、先行する事案の一つである「米—ブラジル産オレンジジュースへの AD 措置」事件(DS382)事件とは、継続的ゼロイングや行政見直しにおけるシンプルゼロイングの適法性が争点となる点で、共通点が多い<sup>7</sup>。

## 2. サンプリングについて

条文解釈としては、妥当なものだといえる。ただし、当局の裁量を広く認めたことから、後述(III.B.3)するように当局が AD 協定の規律を回避するための新たな抜け道を示すことにならないかは、慎重な検討を要する。

## 3. 「その他全て」税率について

9.4 条の「欠缺」にあたる場合でも加盟国の裁量が無制限でないとのパネルの判示は(7.215)、明確性と予測可能性を向上させるという観点から、本件においても妥当である。

## 4. 国別税率の設定について

米国が加盟議定書作業部会報告書を AD 協定解釈においてどのように戦略的に位置づけるかについては、不確定な点もある。他方で、8 条の要件を満たさずに不利な取り扱いをすることが正当化されないとの判示は、明確性と予測可能性を向上させるという観点から、妥当である。

## B. システミックな論点

### 1. 加入議定書の意義について

米国は、本件のベトナム全体税率を正当化するにあたって、第 1 書面ではベトナムの加盟作業部会報告書が「GATT 第 6 条 1 について」第 2 文に倣った表現振りであることをもって、「その他全て」税率と異なる税率を適用しうると主張したかに見える(パラ 7.246)。にもかかわらず、中間報告書が発出された後になって、作業部会報告書に依拠するものではないと主張を変えた(パラ 6.12 及び 7.247)。パネルはこのような主張変更を認めなかったものの、米国がどのような趣旨でこのような行動をとったのかは、不明瞭である。中国との WTO 紛争処理手続における加盟議定書の役割との比較等、さらなる検討が必要だと思われる。

### 2. パネル段階の紛争処理機能について

本件手続は、よりシステミックな観点からは、WTO 紛争処理手続におけるパネル手続段階の機能について再検討する機会を提供している。本件では、パネリストこそ当事国間で合意できずに事務局長に選任されたものの、主たる争点であるゼロイングの違法性については基本的に争いがなく、両当事国とも上訴することなくパネル

---

<sup>7</sup> DS382 事件については、伊藤先生による昨年パネ研報告資料を参照されたい。

報告書が DSB で採択された。しかも、履行期間についても当事国間の合意で決められた。

この点で本件は、両当事国ともパネルの判断に納得して紛争処理がなされた例のように見える。このことは、紛争処理先例の集積に伴って、上訴されるのは新たな論点を含む事案や政治的ステイクが大きい事案等に限定されるようになり、パネル段階で処理される事案が増えることを通じて上級委員会の負担が軽減されていく可能性を示唆している。

とはいえ、本件措置は、その後別個の紛争事案(DS429)において再び争点となっている。ベトナムの請求は、本件紛争(DS404)の対象措置の後になされた第 4 次行政見直し、第 5 次行政見直し、サンセット見直し及び関係法令それ自体の WTO 協定整合性を問題としている(WT/DS429/2/Rev.1 参照)。具体的には、ウルグアイラウンド協定法(URAA)第 129 条それ自体、上記の見直し手続におけるゼロイング(2012 年 2 月発出の改正省令が遡及効を持たなかったため)、「その他全て」税率の適用を受けるために申請を要件としていること、サンプリングにおいてごく一部の企業しか詳細な検討とならないこと、政府から独立していることを示さない限り不利なベトナム全体税率が適用されること、サンセット見直しにおいてダンピングの再発の蓋然性が認定されたこと等を争点としている。この点では、本件紛争のパネル段階で十分に紛争が処理できていなかったようにも見える。

もちろん、訴訟物が本件手続とは異なっており、仮に本件紛争(DS404)について上訴がなされて上級委員会がさらなる判断を示したとしても、事後の手続(DS429)で提起された措置をめぐる紛争を予防できたとは限らない。むしろ、少なくとも本件紛争において上訴段階に時間を費やさなかったことで、本件措置をとりまく紛争が最終的に処理されるまでの時間が、全体としては短縮されたとみる余地もあろう。

### 3. 次なる迂回措置の可能性について

本件の後もゼロイングに関する紛争はあるものの、これまでの判例の蓄積を通して、ゼロイングによって当局がマージン計算を操作することが許容される余地は、ごく限定されたものとなりつつある。しかしながら、これで問題が解消するわけではない。規律が厳しくなるにつれて、調査当局にとっては新たな迂回措置を探求する誘因があるからである。

Broude and Moore (2013: 329)も、サンプリングを恣意的に行いうるものが、調査当局にとってはゼロイングに代わる新たなマージン操作手段として使われる恐れがあると指摘している。また、前節で見たような後発紛争(DS429)の付託事項から示唆されるように、調査当局にとっては、とりわけ米国のような高度に技術的で詳細なシステムを構築した当局にとっては、それ以外にも様々な形でマージン計算を操作したり、措置の適用を長引かせたりする方法が残されていると推察される。この意味で、AD 措置の国際的規律の確保にはいまだ道半ばであることは、あらためて留意してよからう。

## (資料)

### 1. AD 協定の関連条文

2.4 輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階(通常の場合には、工場渡しの段階)において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる。価格の比較に影響を及ぼす差異(販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異その他価格の比較に影響を及ぼしていると立証されたあらゆる差異を含む(注。))に対しては、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払う。2.3に規定する場合には、輸入から販売までの間に生じた費用(関税及び内国税を含む。)及び利潤に対しても考慮を払うべきである。この場合において、価格の比較に影響が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によって正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。

注：これらの要因は、一部重複することがあることを了解する。当局は、この2.4の規定に基づいて既に行った調整を重複して行わないことを確保する。

#### 2.4.1 [略]

2.4.2 公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、ダンピングの価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

6.8 利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、附属書2の規定を遵守する。

6.10 当局は、原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる製品のダンピングの価格差を個別に決定する。関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合には、当局は、その検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは製品に制限し(その制限を行うに当たっては、標本抽出の際に当局が利用することができる情報に基づいて統計上有効な標本を使用する。)、又は関係国からの輸出の量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができる。

6.10.1 この6.10の規定に基づいて輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類の標本抽出を行う場合には、関係する輸出者、生産者又は輸入者と協議し、かつ、これらの者の同意を得て行うことが望ましい。

6.10.2 当局は、この 6.10 の規定に基づいて検討の対象を制限する場合においても、標本として当初抽出されなかった輸出者又は生産者であって、必要な情報を調査の過程において検討のための期限内に提供するものについては、ダンピングの価格差を個別に決定する。ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、当該当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど輸出者又は生産者の数が多い場合は、この限りでない。自発的な対応は、妨げられてはならない。

9.3 ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差に相当する額を超えるものであってはならない。

9.4 当局が 6.10 の後段の規定に基づいて検討の対象を制限した場合には、当該検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者からの輸入に課するダンピング防止税の額は、次のものを超えてはならない。

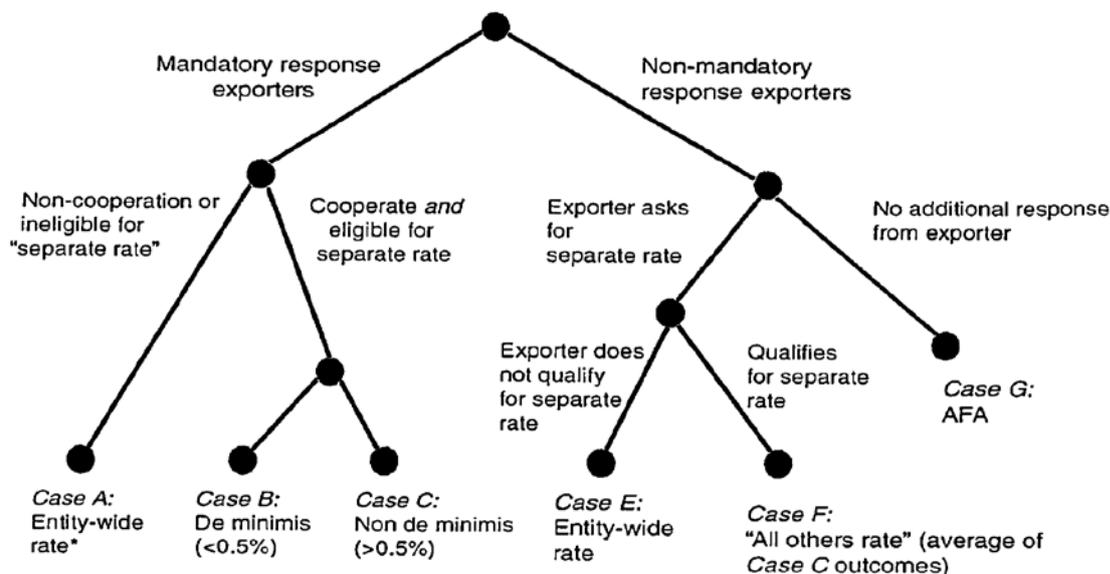
- (i) 標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められたダンピングの価格差
- (ii) ダンピング防止税の支払額を予測される正常の価額に基づいて計算する場合には、標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められた正常の価額と個別には検討されなかった輸出者又は生産者の輸出価格との差額

この 9.4 の規定の適用上、当局は、零及び僅きん少であるダンピングの価格差並びに 6.8 に規定する状況の下で定められたダンピングの価格差を考慮しないものとする。当局は、検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者であって、6.10.2 の規定により調査の過程において必要な情報を提供したものからの輸入については、個別に税額を決定し、又は個別に正常の価額を適用する。

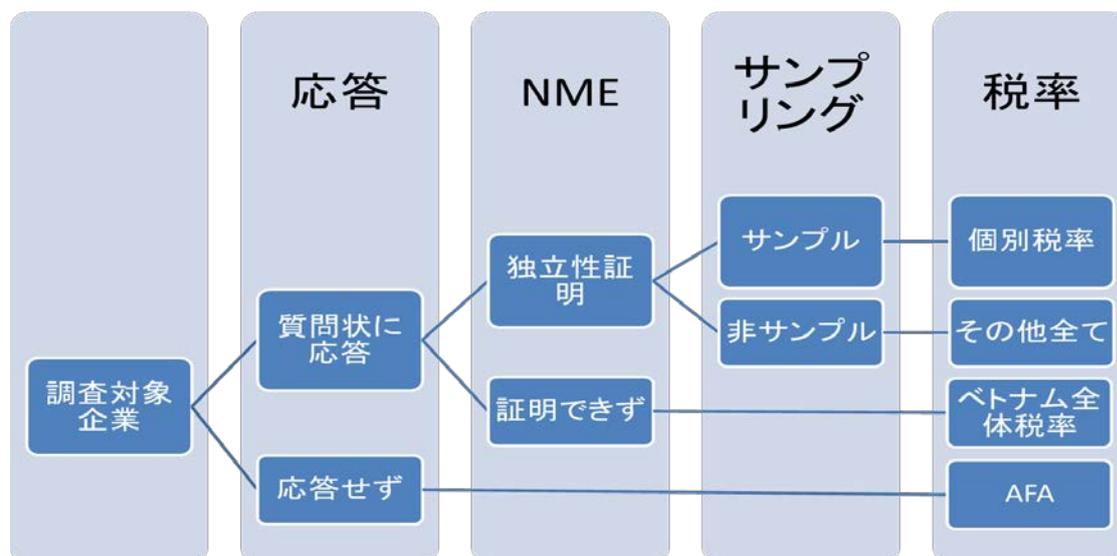
## 2. 本件における税率計算の段階の整理

- (1) Broude & Moore (2013), p. 307.

Figure 1. US administrative review process for non-market economies



(2) 簡略版(報告者作成)



(参考文献)

- Broude, Tomer and Michael Moore, “US - Anti-Dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam: a Stir-Fry of Seafood, Statistics, and Lacunae,” in Chad P. Bown and Petros C. Mavroidis (eds.), *The WTO Case Law of 2011: Legal and Economic Analysis*, Cambridge University Press, 2013, pp. 303-330.
- Huerta-Goldman, Jorge A., “How easy is an easy case for a complainant?: Comment on US-Zeroing (Korea) (DS402),” *World Trade Review*, 2013, 12(2), pp. 427-431.
- Prusa, Thomas J. and Luca Rubini, “United States - Use of Zeroing in Anti-Dumping Measures Involving Products from Korea: It's Deja Vu All Over Again,” *World Trade Review*, 2013, 12(2), pp. 409-425.
- Prusa, Thomas J. and Edwin Vermulst, “United States - Anti-dumping Measures on Polyethylene Retail Carrier Bags from Thailand: a Cat in the Bag,” *World Trade Review*, 2012, 11(2), pp. 257-271.
- Saggi, Kamal and Mark Wu, “Yet another nail in the coffin of zeroing: United States - Anti-Dumping Administrative Reviews and Other Measures Related to Imports of Certain Orange Juice from Brazil,” *World Trade Review*, 2013, 12(2), pp. 377-408.